

秘

石炭非常増産対策要綱へ案へ

昭和廿二年十月三十日

一一〇、一

敗戦後ににおける我が國の経済再建のために政府は一般産業一般國民の耐え難き犠牲の下に、その最も基礎をなす石炭部門に対し、あらゆる方面において最大限度の措置を講じて来た。これによつて石炭の生産は、徐々に立ち直つてまづつあるけれども、而も尙ほその状況は未だ所期の效果を挙げるに至らない。

こう事態に対して政府は勿論経営者又労働者も深く反省しなければならないところであるが、今回マクアーサー総司令官より総理大臣に宛てられた書簡に應え、この窮境を開拓するため、政府は、新たなる決意を以て石炭の増産

に關する諸施策を刷新すると共に炭鉱労働者及經營者の從來に勝る努力により、石炭の急速な増産を図らんとするものである。

#### 第一 基本方針

一 石炭増産に関する最重要主義は、今後、於ても引続き一層確實迅速に推進する。特に既定の施策の実績を検討し不徹底且つ不充分な点は各所管官廳に於て責任を以て急速に改善実行する。

二 我が國經濟の実勢に鑑み現在の物價並びに賃金水準は、飽く迄これを堅持するものとし炭質の引上は、目前之を行はない。従つて經營の收支均衡、労働賃銀の增收は、専ら炭鉱經營の底堅い改善及び生産效率の向上に

よる生産の增大によることとする。

三、出炭能力を最高度に發揮せしめる爲、坑内設備及労働力の充実、労働規律の確立並びに廿四時間制の完全実施を精力に推進する。

四、高能率を發揮する労働者特に坑内労働者を優遇する爲、給與其の他の待遇について特別の措置を講ずる。

#### 第二 要領

##### 一、二十四時間制の推進

(一) 切羽詰め休憩時間の有効利用により出炭力を増進せしめると共に、切羽進行速度を増大せしめ、作業の正常化による能率の向上を図る爲、三交代制を勧奨し少くとも二方採炭及三方採進の実施を推進する。

之が爲に必要な資材資金の配当は、右方針に即して能率を向上する重点炭鉱に対する優先集中配当を嚴に実施するが坑内夫の曹員は原則として職場轉換等の能力を推進により補うものとする。

(二) 試実なる経営者及び労働者の双方の懇意に訴へ均衡時間に關し左の作業方式のいづれかを労働協約により実施する様要望する。

(1) 現場八時間ハ西交代二三交代五日週間制

坑口九時間二三交代七日週間制

坑口十時間二三交代七日週間制

(2) 右方式の試実な実行をなす坑内直接夫へ炭炭、元一元

線

現行現場給

現行現場給

食を継続する外、本方式実行に伴う能率向上による所得で一定基準以上のものに対する所得税について特別の措置を講ずる。

職場標準の確立と給與制度の改善

(一) 職場秩序を確立し作業遂行の正常化を図るため各炭鉱をして職制において作業に対する指揮系統を明確にすると共に経営者以下各人の義務と責任とを明らかにせよ就業規則を労働協約によつて規定せしめる。

(二) 右による試実を勤労に対しては、その懇意と效果に相應する報酬を與える様賃銀制度を合理化する。

炭鉱從業者に対する生活物資へ家族に対する特配

物資を含む。)の特配分は、一般的且つ特權的なものでなくして試実なる労力に依る損耗の補充と報償を目的として之を行ふことを明確にする様配給制度を確立すると共に所管官廳において責任を以て之を確保する。

尚炭鉱現場における措置にして、着産の効果を挙げ得ないでゐるのは、此の際徹底的に是正する。

三

労働組合の健全化

四

労争議の早期平和的解決

労争議の早期平和的解決を図るために權威ある石炭に健全化を促進する。

五  
闇する特別の労働委員会を設置する。

炭鉱生産設備の緊急補修整備

炭鉱の生産設備の荒廃が直接生炭力を低下せしめて居るのみならず、労働者の生産意欲も挫折して居る実績に鑑み之を整備に一段の力を注ぐ必要大なる大特大生産設備の主幹をなす運搬設備を緊急に補修増強する爲の資金資材の優先的取扱を更に一段と強化する。

六  
技術其他専門技能の最高度結果

各炭鉱の生産能力及び其の科学的管理方策等の基礎的事項を調査研究せしめると共に、之を実地應用の指導の任に当らしめるため炭鉱技術者を主体とする權威ある團体の協力を求める。

之に要する経費は國庫において支弁する。

七

新炭鉄、新炭層の開発  
し、これを推進するものとし、要すれば産業復興公團  
をとく急速に実施せしめり。

八

前記増産対策に關特し指置すべき事項

(一) 機流及欠行の防止

石炭の非常着産と関係し、石炭の正規配給以外の  
不正行為及欠行は嚴にこれを取締り違反者に對して  
は断乎たる措置をとる。

(二) 遠々に從業員の歸趣を明瞭ならしめ人心の安定を  
図ると共に經營方針の見通しを明確ならしめるため

九

石炭鉱業に関する財閥解体の実態を明確にする。

以上の各施策は、従くまで經營者及び労働者の自  
的協力に依つて推進せんとするものであるが石炭生産  
の緊急性に鑑み、尚所期の成果を挙げ得ない場合にお  
いては、必要な法的措置を講ずる決意である。

尚故意の妨害者に対しては断乎たる方針を以て臨む。

